

日本科学者会議東京支部規約 (第39回支部大会改定)

この規約は、日本科学者会議の会則に則り、東京支部を運営するために定めたものです。この規約に定めのないものは、日本科学者会議会則にしたがいます。

- 第1条 (1) 支部の最高機関は大会であり、定期大会は年1回幹事会の招集によってひらかれます。ただし、幹事会が必要と認めた場合、および支部会員総数の3分の1以上の要求がある場合には、臨時大会をひらきます。
- (2) 大会は以下の事項を行います。
- ① 運動方針、予算、会費の決定、決算の承認
 - ② 支部役員の選出、全国大会代最員の選出、支部参与の承認
 - ③ 全国役員候補の推薦、全国参与の推薦
 - ④ その他の重要事項の審議決定
- (3) 大会は代議員によって構成し、代議員の過半数の出席によって成立します。大会の決定は出席代議員の過半数の承認を必要とします。
- (4) 大会代議員は、第5条(1)に定める分会をそれぞれ1単位、分会に所属しない会員の全体を1単位とし、各単位ごとに選出します。分会に所属しない会員からの代議員の選出は、幹事会が管理します。
- (5) 大会代議員数は、前項の単位ごとに、会員数2名以上10名につき1名とし、端数は繰り上げとします。単位区分およびその会員数は、定期大会については4月1日、その他の大会については公示日の属する月の1日におけるものとし、幹事会で確認します。
- 第2条 (1) 支部に次の役員をおきます。役員は大会で選出されます。
- ① 幹事 若干名、② 会計監査委員 2名
- 役員は大会で選出されます。選出する幹事の定数は付則1の定める範囲で幹事会が定めます。
- (2) 幹事は幹事会を構成し、幹事会は大会から大会までの重要事項を審議決定します。
- (3) 幹事会は互選により代表幹事若干名を選出します。代表幹事は支部を代表します。
- (4) 幹事会は互選により事務局長1名および常任幹事若干名を選出します。事務局長および常任幹事は常任幹事会を構成し、支部の運営を行います。事務局長は常任幹事会を代表します。
- (5) 会計監査委員は支部の財政活動を監査し、その結果を大会に報告します。
- 第3条 (1) 幹事会は年4回以上、代表幹事の招集によってひらかれます。ただし、常任幹事会が必要と認められた場合、および幹事の3分の1以上の要求がある場合には、代表幹事は臨時幹事会を招集します。
- (2) 幹事会は幹事の過半数の出席によって成立し、決定は、出席者の過半数の賛成を必要とします。
- 第4条 (1) 常任幹事会は事務局長を補佐するため、事務局次長若干名を互選します。
- (2) 支部を運営するために必要な補助機関として、幹事会または常任幹事会のもとに専門部、実行委員会、専門委員会等を設置することができます。
- 第5条 (1) 支部に分会をおきます。分会の結成、解散の承認は幹事会でおこないます。分会の結成には、2名以上の会員とその代表者の申請を必要とします。
- (2) 会員の入会の承認は常任幹事会がおこないます。
- 第6条 支部に関する重要事項について意見をもとめるため、参与をおきます。参与は、支部の創立あるいは発展に貢献した会員から、幹事会が推薦し、大会で承認を受けます。
- 第7条 本規約の改正は、支部大会において出席代議員の3分の2以上の賛成を必要とします。
- 付則1 第2条(1)の幹事の定数は29名から37名の範囲内とする。
- 付則2 本規約の発行日は2005年5月22日とします。
(1996年5月14日より施行、第8回、9回、22回、25回、26回、27回、28回、31回、36回および39回大会で一部改正)